

役員及び評議員の報酬並びに
費用に関する規程

公益財団法人
ちゅうごく産業創造センター

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 ちゅうごく産業創造センター（以下「当センター」という。）の定款第33条第1項に規定する「常勤の役員の報酬」、並びに定款第15条第2項、同条第3項及び第33条第2項に規定する「職務を行うために要する費用の支払い」に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第27条第1項に基づいて置かれた、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当センターを主たる勤務場所とし、当センター職員の勤務に準じて勤務する者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条第1項に基づいて置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第13号で定める報酬、賞与、その他、役員及び評議員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、役員及び評議員としての職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当センターは、常勤役員の職務遂行の対価として、月額報酬を支給することができる。

(月額報酬の支給額の決定)

第4条 常勤理事の月額報酬の支給額は、別表1「常勤役員月額報酬表」に基づき、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

2 常勤監事の月額報酬の支給額は、別表1「常勤役員月額報酬表」に基づき、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(月額報酬の支払と控除)

第5条 常勤役員の月額報酬は暦月計算とし、毎月22日に支給する。ただし、22日が休日又は土曜日にあたる場合は、前日に順次繰り上げる。

- 2 常勤役員の月額報酬は、法令に定める所得税、住民税、社会保険料等のそれぞれの必要額を控除し、残額を全額通貨で支給する。ただし、常勤役員から、銀行振込等による支払いの申し出があった場合は、その方法によって支払うことができる。

(月の途中で就任・退任した場合の月額報酬)

第6条 月の途中において、常勤役員が新たに就任したときはその日以降、あるいは離職し又は死亡した時はその日までについて、日割りによって月額報酬を調整する。

なお、調整額は、前条第1項に定める直近の支給日に調整額を支給し、又は返納を求めるものとする。

(非常勤役員及び評議員としての職務以外の職務遂行に対する手当、謝金、原稿料の支給)

第7条 当センターは、非常勤役員及び評議員に対し、非常勤役員及び評議員としての職務以外の職務を委嘱した場合（委員会の委員等、講演会の講師等）あるいは当センターの刊行物への論文等の原稿執筆依頼をした場合には、別に定める「謝金支給基準」により、その対価を支給することができる。当該対価の支給は、定款に定める報酬等の支給とは見なさない。

(費用)

第8条 当センターは、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は「職員給与規程」第15条を準用する。また、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を支給することとし、その計算方法等は、別に定める「旅費規程」を準用する。
- 3 非常勤役員及び評議員には、その職務遂行のための出張に要する旅費（出発地から到着地までの運賃額及び宿泊費。）を支給することとし、その計算方法等は、別に定める「旅費規程」を準用する。ただし、賛助会員企業に所属する非常勤役員及び評議員には、支給しない。

(端数処理)

第9条 この規程により計算した報酬等の金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(公表)

第10条 当センターは、この規程をもって「公益社団法人及び公益財団法人の認定等

に関する法律」第20条第1項に定める「報酬等の支給の基準」として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。(平成22年11月17日、理事会決定)

(別表1)「常勤役員月額報酬表」

号	月額(円)
1号	400,000
2号	420,000
3号	440,000
4号	460,000
5号	480,000
6号	500,000
7号	520,000
8号	540,000
9号	560,000
10号	580,000
11号	600,000